| 授業科目名 | 【G】刑法（総論）Ⅱ<br>【EF】刑法総論Ⅱ | 区分 | 開講年次 | 【G】2<br>【EF】2 | 単位数 | 【G】2<br>【EF】2 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 選択 | | | | |

| | |
|---|---|
| 科目区分 | 専門科目 |
| 授業形態 | オンライン授業（複合型A） |
| 担当形態 | 単独　【G】<br>【EF】 |
| 施行規則に定める科目区分又は事項等 | |
| サブタイトル | どのような場合に犯罪が成立するか？どのように刑罰が適用されるか？ |
| 担当者 | 小野上　真也 |
| 授業概要【概要】 | 刑法は、ひとたび犯罪が認められた人に対して、刑罰をもって臨む峻厳な法律です。刑罰には死刑（生命を奪う刑罰）、懲役・禁錮（身体の自由を奪う刑罰）、罰金（財産を奪う刑罰）などがあります。このような刑罰が科せられる前提として、そもそも、どのような要件が充たされれば「犯罪」が成立するのかが明らかでなければなりません。本講義では、刑法総論/刑法(総論)Ⅰでの学習を踏まえて、責任、不作為犯、未遂犯、共犯に関する部分を検討します。 |
| 授業概要【到達目標】 | どのような場合に犯罪が成立するか、自らの力で考え、一定の合理的な理由付けができるようにすることを目標とします。 |
| 履修条件 | 原則として、刑法総論/刑法（総論）Ⅰ（小野上担当）を履修済であること。 |
| ディプロマ・ポリシーとの関連性 | DP（ディプロマ・ポリシー）①　◎（よく当てはまる）<br>DP（ディプロマ・ポリシー）②　ー（当てはまらない）<br>DP（ディプロマ・ポリシー）③　ー（当てはまらない） |
| 他科目との関連性 | 刑法概論を履修済みであること。刑法各論/刑法（各論）Ⅰ・Ⅱ履修済みないし同時履修が望ましく、本講義（および刑法総論/刑法（総論）Ⅰ）受講以降ないし同時に、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、情報法Ⅰ、特殊講義（特別刑法Ⅰ・Ⅱ）、特殊講義（刑事政策）を履修することを希望する。 |
| 教科書 | 曽根威彦『刑法総論』（第4版）（弘文堂、2008年）を中心に講義を行います。なお、近時の学説・判例につき、松原芳博『刑法概説』（成文堂、2018年）や、内田幸隆＝杉本一敏『刑法総論』（有斐閣、2019年）でもフォローします。<br>（※開講時までに最新版が公刊された場合には、そちらを使用します。） |
| 参考書 | 曽根威彦『刑法原論』（成文堂、2016年）、松原芳博編『刑法の判例（総論）』（成文堂、2011年）、松原芳博『刑法総論』（第2版）（日本評論社、2017年）、高橋則夫『刑法総論』（第4版）（成文堂、2018年）、亀井源太郎ほか『刑法Ⅰ総論』（日本評論社、2020年）<br>（※開講時までに最新版が公刊された場合には、そちらを参照してください。） |
| 評価方法 | ①毎回のミニクイズの回答（正解）状況＋②複数回提示するレポートの内容（あわせて100%） |
| フィードバック方法 | 授業内でミニクイズ等の回答・解説を行います。 |
| 評価基準 | 上記授業単元の内容につき、ミニクイズおよびレポートにより、問題の所在、議論状況をよく理解し、自分の言葉で、私見を的確・適切に表現できた者には、ミニクイズおよびレポートの成果に応じて、「S」または「A」を与えます。単元の内容についての理解や表現に不適切な点がある者はその程度に応じて「B」または「C」とし、単元の内容についての理解自体が不十分な者はその程度に応じて「D」または「E」とします。なお、課題未提出など、評価不能の場合には「F」とします。 |
| その他 | 学修に際しては、教科書、六法（最新版）を参照して下さい。毎回、レジュメを配信します。予習に際しては、授業内容記載の事項のほか、併せて配信する次回レジュメを活用した上で教科書の該当頁を熟読しておいてください。予習・復習には、各120分程度かかるものと思われます。 |

| 授　業<br>科目名 | 【G】 刑法（総論）Ⅱ<br>【EF】 刑法総論Ⅱ | 区　　分<br>選　択 | 開講年次 | 【G】2<br>【EF】2 | 単位数 | 【G】2<br>【EF】2 |
|---|---|---|---|---|---|---|

| 授業回数 | 授業内容 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 責任論総説・責任能力 | | | |
| | 予習: | 違法行為者を「非難」することの意義 | 復習: | 非難可能性としての責任、責任主義の意義 |
| 2 | 責任条件・故意 | | | |
| | 予習: | 犯罪事実の認識の内実について | 復習: | 故意の認識対象と故意の種類、違法性の意識の可能性について |
| 3 | 具体的事実の錯誤 | | | |
| | 予習: | 同一構成要件内部で錯誤があっても故意犯は成立するか | 復習: | （抽象的）法定符合説と具体的（法定）符合説からの帰結 |
| 4 | 抽象的事実の錯誤 | | | |
| | 予習: | 異なる構成要件間で錯誤があっても故意犯は成立するか | 復習: | 構成要件的符合の「実質的な重なり合い」について |
| 5 | 違法性の錯誤 | | | |
| | 予習: | 法が禁止する内容の錯誤と故意の成否の関係 | 復習: | 判例・学説の相違、違法性の錯誤と事実の錯誤の区別について |
| 6 | 過失犯 | | | |
| | 予習: | 刑法の文脈における「注意義務違反」とは何か | 復習: | 新旧過失論の論理構造と結果の予見可能性の位置づけ |
| 7 | 不作為犯 | | | |
| | 予習: | 「作為義務」の違反とは何か | 復習: | 作為義務の発生根拠論（とくに、排他的支配説ないし支配領域性説） |
| 8 | 未遂犯総説 | | | |
| | 予習: | 「実行の着手」「実行行為」とは何か | 復習: | 形式的客観説・実質的客観説の意義、行為意思の考慮 |
| 9 | 不能犯・中止犯 | | | |
| | 予習: | 未遂犯における「危険」概念について | 復習: | 「危険」の意義と、中止行為・任意性について |
| 10 | 正犯と共犯 | | | |
| | 予習: | 犯罪を主導する者（正犯）・加担する者（共犯）の意義 | 復習: | 間接正犯論、正犯・共犯の区別について |
| 11 | 共犯の基礎理論 | | | |
| | 予習: | 自ら単独で結果を発生させ得ない共犯がなぜ処罰されるか | 復習: | 共犯の処罰根拠論、共犯の本質について |
| 12 | 実行共同正犯と共謀共同正犯・教唆犯・従犯 | | | |
| | 予習: | 共同正犯・教唆犯・従犯（幇助犯）の違い | 復習: | 共謀共同正犯論（学説と判例の展開）について |
| 13 | 共犯の因果性とその限界：共犯の因果性総論、中立的行為による幇助、承継的共犯、共犯関係の解消 | | | |
| | 予習: | 因果共犯論・共犯の因果性の意義 | 復習: | 承継的共同正犯に関する近時の判例動向 |
| 14 | 罪数論 | | | |
| | 予習: | 本位的一罪・科刑上一罪・併合罪の違いと包括一罪の位置付け | 復習: | 混合的包括一罪・連続的包括一罪という概念について |
| 15 | 後期のまとめ | | | |
| | 予習: | 後期第1回から第14回までの講義内容の総復習 | 復習: | 後期のまとめ・ミニクイズ回答を踏まえて総復習 |

科目コード　B311-2-X